**平成２６年（フ）第８号**
新潟県加茂市大字加茂新田4331番地４
債務者　岡本　富雄
1　決定年月日時　平成26年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月８日まで
新潟地方裁判所三条支部

**平成２６年（フ）第１４号**
岐阜県土岐市肥田町浅野783番地の１
債務者　ＶＡＬＩＡＮＴこと　加藤　志保
1　決定年月日時　平成26年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月８日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

**平成２５年（フ）第１１９１号**
大阪府松原市松ケ丘２丁目28番39号
債務者　吉田　政敏
1　決定年月日時　平成26年３月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２６年（フ）第６８号**
堺市南区竹城台１丁２番29―806号
債務者　森本　孝一
1　決定年月日時　平成26年３月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２６年（フ）第１１４号**
堺市南区三原台１丁３番31―407号
債務者　吉田　博信
1　決定年月日時　平成26年３月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２６年（フ）第１１７号**
大阪府河内長野市市町403番地の１　サンクレスト杉村202号
債務者　松原久里子
1　決定年月日時　平成26年３月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２６年（フ）第１３２号**
堺市東区南野田202番地２　ビーアップメゾン202号
債務者　一柳　敏枝
1　決定年月日時　平成26年３月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２６年（フ）第１３９号**
堺市南区若松台１丁４番２―209号
債務者　白井　　猛
1　決定年月日時　平成26年３月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２６年（フ）第２１号**
山口県宇部市大字上宇部2494番地13
債務者　大坪由紀子
1　決定年月日時　平成26年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月８日まで
山口地方裁判所宇部支部

**平成２６年（フ）第２７号**
北海道旭川市神楽岡５条６丁目２番15号　リバティコーポＢ１
債務者　上村　浩三
1　決定年月日時　平成26年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月７日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

**平成２６年（フ）第５３号**
北海道旭川市永山10条５丁目２番13号　テミールＢ102号室
債務者　北村眞知子
1　決定年月日時　平成26年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月７日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

**平成２６年（フ）第４９号**
静岡県浜松市中区鹿谷町28番11号、前住所静岡県浜松市中区佐藤１丁目38番２号　コーポ田中201
債務者　平馬啓太郎
1　決定年月日時　平成26年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月２日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**平成２６年（フ）第５４号**
北海道旭川市花咲町７丁目4055番地　花咲第一ＭＳ310号
債務者　盤野　志郎
1　決定年月日時　平成26年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月28日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

**平成２６年（フ）第８１号**
東京都立川市羽衣町３丁目23番２号サンハイツ森田305号
債務者　河村　朋宏
1　決定年月日時　平成26年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月７日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２６年（フ）第３２２号**
横浜市港南区野庭町699番地６　グレイス上永谷第３―206
債務者　中山　泰代
1　決定年月日時　平成26年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月９日午後４時20分
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２６年（フ）第３２４号**
横浜市青葉区美しが丘４丁目26番地９　３―Ｂ
債務者　佐藤真紀子
1　決定年月日時　平成26年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部